

III. 違法な不用品回収業者対策

一般家庭や事業所で使用済みとなった家電製品（廃家電）については、廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づき適正な処理が行われなければならない。しかし、必要な許可等を持たない廃棄物回収業者が、家庭から排出された家電製品等を町中で回収するという違法性が疑われる事例が確認されており、このように回収された家電製品等の一部は、国内において不適正にスクラップ処理され、雑品スクラップとして海外に輸出されることで、国内外において環境保全上の支障が生ずることが懸念される。さらに、適正なリユースの推進を阻害する要因となることから対策を強化していく必要がある。

不用品と称した違法な廃棄物回収業者への指導・取締の強化のため、地方自治体職員を対象とし、有識者や違法な廃棄物回収業者の摘発・指導の最前線に立った経験を持つ自治体職員等を講師として、違法な廃棄物回収業者を発見した際の行政対応等に係る実践的な能力を身につけるため、「自治体職員のための違法な廃棄物回収業者対策セミナー」をオンラインで2度開催した。

1. セミナーの開催概要・開催結果

1.1 開催概要

「自治体職員のための違法な廃棄物回収業者対策セミナー」はオンライン会議システム（Zoom）上で開催し、同時に YouTube にて申込者限定の生配信を行った。また、セミナー開催後2週間にわたり YouTube でアーカイブ配信を実施した。

第1回は令和6年1月25日（木）に開催し、当日の Zoom での参加アカウント数は115件、YouTube 動画再生数は154回（アーカイブ配信分を含む）であった。また、第2回は令和6年2月6日（火）に開催し、Zoom での参加アカウント数は81件、YouTube 動画再生数は261回（アーカイブ配信分を含む）であった。

図表 53 「自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナー」開催概要

開催回	会場	申込件数*	当日の Zoom 参加 アカウント数	YouTube 動画再生数**
第1回	令和6年1月25日（木）	351	115	154
第2回	令和6年2月6日（火）	267	81	261
	合計	418	196	415

*申込件数は、Zoom での参加希望者と YouTube 動画閲覧希望者の合計。

** YouTube 動画再生数は、セミナー当日とアーカイブ配信期間中（セミナー開催後2週間）の再生数の合計。

1.2 プログラム

各セミナーとも開催時間は 13 時から 17 時まで（休憩含む）であり、最初に環境省より「違法な回収業者の指導・取締りについて」の説明を実施し、その後 BUN 環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏より「廃家電等の不適正処理事案対応の全体像」に関する講演をいただいた。休憩後、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 不法投棄対応支援事業 専門家委員 岩城 吉英氏より「違法な廃棄物回収業者等の現状と指導・取締りについて」に関する講演をいただき、最後に BUN 環境課題研修事務所 長岡氏による「演習、質疑応答及び意見交換」を行った。

「演習、質疑応答及び意見交換」においては、オンライン会議システム Zoom を用いて、参加者参加型の演習を実施した。具体的には、BUN 環境課題研修事務所 長岡氏と廃棄物の総合判断に関するロールプレイ（木くず、廃家電）を実施した。

図表 54 「自治体職員のための違法な廃棄物回収業者対策セミナー」プログラム概要

■件名	環境省「自治体職員のための違法な廃棄物回収業者対策セミナー」
■対象	都道府県及び市区町村の職員
■プログラム	
①違法な回収業者の指導・取締りについて	環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室
② 基調講演「廃家電等の不適正処理事案対応の全体像」	BUN 環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏
== (休憩 (10 分)) ==	
③ 違法な廃棄物回収業者等の現状と指導・取締りについて	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 不法投棄対応支援事業 専門家委員 岩城 吉英氏
④ 演習、質疑応答／意見交換	BUN 環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏

2. セミナー参加者アンケートの集計結果

セミナーに参加した自治体職員を対象に、実施している違法な廃棄物回収業者対策の概要、進める上での課題、セミナーに関する要望等を把握するため、アンケート調査をオンラインで実施した。回収数は129件であった。

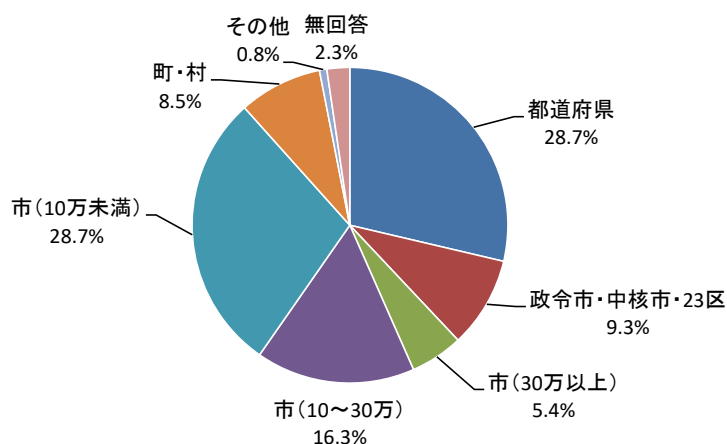
アンケート調査票は、セミナーの開始時・途中休憩時・終了後にアナウンス及びメールによって配布した。

2.1 回答者属性について

2.1.1 回答者の所属

「都道府県」と「市（10万未満）」が最も多く、いずれも28.7%（37件）、次いで「市（10～30万）」が16.3%（21件）、「政令市・中核市・23区」が9.3%（12件）、「町・村」が8.5%（11件）、「市（30万以上）」が5.4%（7件）と続く。

図表 55 回答者の属性（全2回の合計）（N=129）



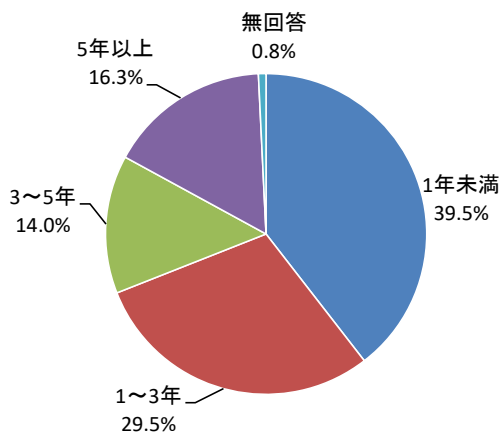
< 「その他」の回答内容（例） >

- 一部事務組合

2.1.2 廃棄物に係る業務経験年数

廃棄物に係る業務経験年数について、「1年未満」との回答が最も多く39.5%（51件）、次いで「1～3年」が29.5%（38件）、「5年以上」が16.3%（21件）、「3～5年」が14.0%（18件）と続く。

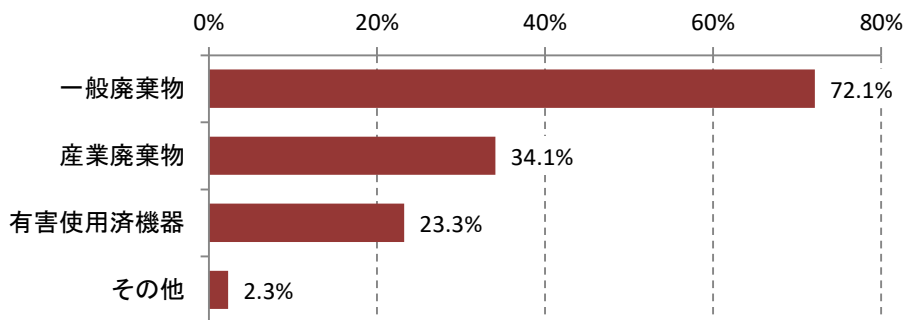
図表 56 廃棄物に係る業務経験年数（全2回の合計）（N=129）



2.1.3 担当する廃棄物等の種類

担当する廃棄物業務の種類について、「一般廃棄物」との回答が最も多く72.1%（93件）、次いで「産業廃棄物」が34.1%（44件）、「有害使用済機器」が23.3%（30件）と続く。

図表 57 担当する廃棄物等の種類（全2回の合計）（N=129）



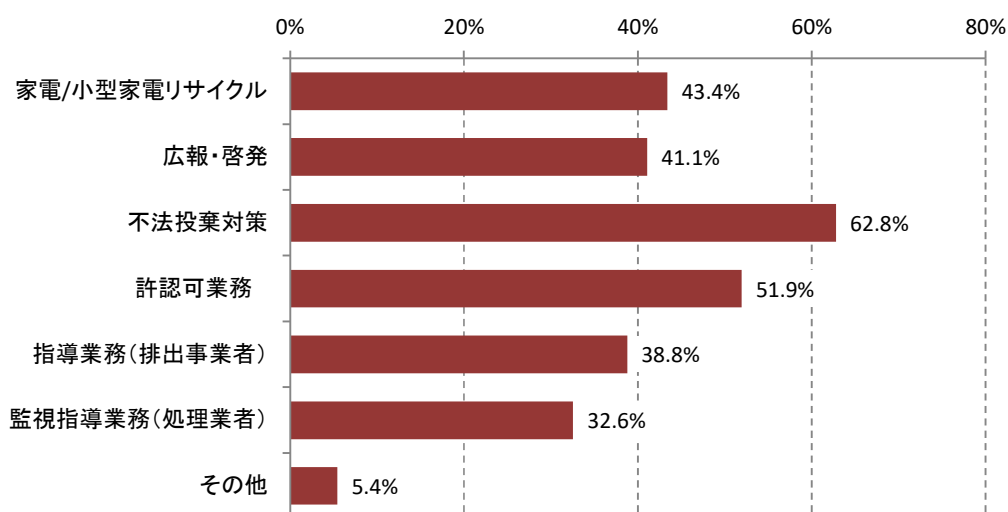
< 「その他」の回答内容（例） >

- 使用済み自動車
- 自動車リサイクル法

2.1.4 担当する業務内容

担当する業務内容について、「不法投棄対策」との回答が最も多く、62.8%（81件）であった。次いで「許認可業務」が51.9%（67件）、「家電/小型家電リサイクル」が43.4%（56件）、「広報・啓発」が41.1%（53件）、「指導業務（排出事業者）」が38.8%（50件）、「監視指導業務（処理業者）」が32.6%（42件）と続く。

図表 58 担当する業務内容（全2回の合計）（N=129）



< 「その他」の回答内容（例） >

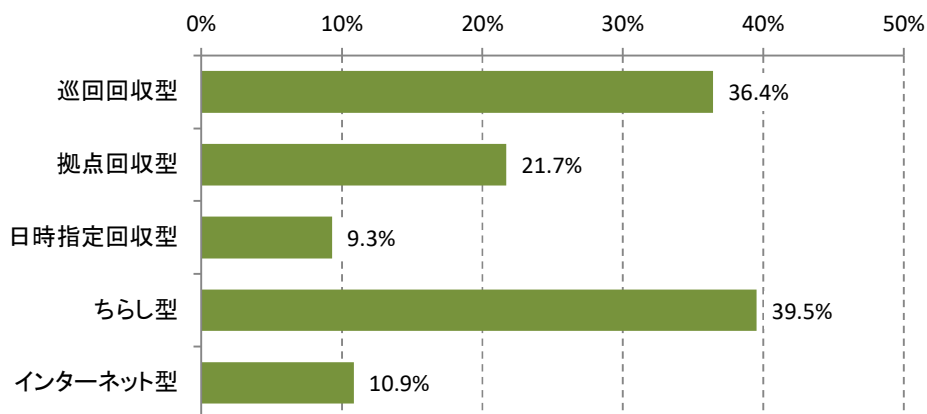
- ゴミ収集
- 美化センター庶務
- 自動車リサイクル法の許可、登録、立入検査等
- 廃棄物処理計画担当
- 容器包装リサイクル、家庭ごみ手数料、指定袋
- 廃棄物に関する業務全般
- 残土対策

2.2 現在問題となっている違法な廃棄物回収業者の分類

回答者の管轄区域で現在問題になっている廃棄物回収業者のタイプについて、回答結果を以下に整理する。

「ちらし型」との回答が最も多く39.5%（51件）、次いで「巡回回収型」が36.4%（47件）、「拠点回収型」が21.7%（28件）、「インターネット型」が10.9%（14件）と続く。

図表 59 現在問題となっている違法な廃棄物回収業者の分類（全2回の合計）（N=129）



< 選択肢の詳細 >

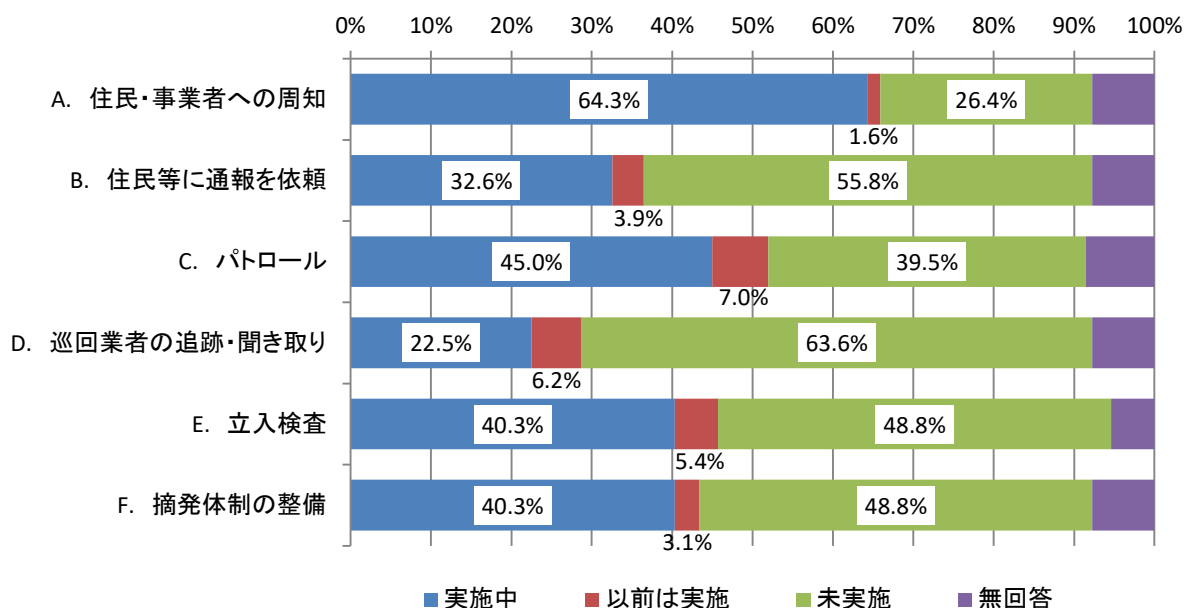
1. 巡回回収型（軽トラック等で街宣しながら巡回して回収するもの）
2. 拠点回収型（空き地等で「無料回収」と記載された看板等を掲げて回収するもの）
3. 日時指定回収型（指定した日時に、ごみステーションや道路上等を回収場所に指定して回収するもの）
4. ちらし型（不用品の無料回収を謳ったちらしを各家庭に配布し、回収を行うもの）
5. インターネット型（不用品の無料回収を謳ったサイトを通じて宣伝し、回収を行うもの）

2.3 違法な廃棄物回収業者への対策実施状況

違法な廃棄物回収業者への対策実施状況について、「実施中」との回答は「A.住民・事業者への周知」が最も多く 64.3%（83 件）、次いで「C.パトロール」が 45.0%（58 件）、「E.立入検査」と「F.摘発体制の整備」がいずれも 40.3%（52 件）と続く。

「以前は実施」との回答は、「C.パトロール」が最も多く 7.0%（9 件）、次いで「D.巡回業者の追跡・聞き取り」が 6.2%（8 件）、「E.立入検査」が 5.4%（7 件）、「B.住民等に通報を依頼」が 3.9%（5 件）と続く。

図表 60 違法な不用品回収業者への対策実施状況（全2回の合計）（N=129）



2.4 取組を効果的に実施する上での課題

対策実施状況に関する設問（2.3 違法な廃棄物回収業者への対策実施状況、P.86）において「実施中」または「以前は実施していた」と回答した取組について、取組を効果的に実施するうえで課題となっていること／課題であったことについて、回答結果を以下に整理する。

取組を効果的に実施する上での課題（自由記述）

【職員の人員体制について】（12件）

- 人員削減（都道府県、第1回）
- 人材育成（市（10万未満）、第2回）
- 予算、人材不足（市（10万未満）、第2回）
- 職員数が少なく優先順位が高くないこと（町・村、第1回）
- パトロールするにしても頻度と人員の限りとの関係で実効性が確保できない（市（10～30万）、第1回）
- 職員の不足により、不法回収が行われる時間帯に広範囲を同時にパトロールすることができない（市（10万未満）、第2回）
- 通報等情報があれば、すぐに現場確認に行くことはできるが、経験のある職員が少ないため、具体的な指導や対応方法が分からない（市（10～30万）、第1回）
- 許可事務、許可業者の監視、不適正処理を行っている事業者指導、不法投棄への対応を優先せざるを得ないため、手の掛かる雑品への対応（廃棄物該当性の判断、立入検査、回収業者の追跡など）へ回す人的資源が不足している（都道府県、第1回）
- 県の保健所が中心となり警察署も参加し情報交換等を行っていたが、コロナ禍により中止され再開されていない。人口も少なく事例が多くはないため、市職員の異動によりノウハウの継承、蓄積がされない（市（10万未満）、第1回）
- 所属内での情報共有。家電リサイクル等の一般廃棄物やリサイクル担当と、監視パトロールや指導等を実施する担当での連携（都道府県、第1回）
- ノウハウの蓄積と後任への継承（市（10万未満）、第1回）
- 高齢者の情報源である広報誌を使って廃棄物の適正処理と通報の協力要請をしていたが、昨年は締切りに間に合わなかったのが掲載していない。市内を巡回して不法投棄や廃家電回収所等の実態把握を行っていたが、部署再編に伴い人員不足から定期的パトロールができなくなった（その後、経験者を会計年度職員として任用して改善した）。（市（10～30万）、第2回）

【違法性の判断・指摘の困難さについて】（8件）

- 巡回している回収業者を見つけたため、止めて話を聞く。警察にも通報し、警察から指導いただいた。そのときの業者は古物商の免許を持っていたが、領収書等を持っていなかったことから古物商ではない → 回収物は一般廃棄物と判断 → 一廃の収運許可なし → 違法と判断しました。古物商を持っている場合、少しでも料金を払っている場合の総合判断説に基づく判断が難しいように感じます（町・村、第1回）
- 不法投棄の課題のうち、どの程度の状況で問題化するか（放置された物の量・期間など）（市（10～30万）、第1回）
- 粗大ごみの鉄くずは専ら物にあたると思うが、自治会が有価契約により行っている場合もあり、今後の対応が課題（市（30万以上）、第1回）
- 違法業者の動きを把握することが困難である（市（10万未満）、第1回）
- 廃棄物該当性の判断が難しい（都道府県、第1回）
- 業者の特定（町・村、第2回）
- 分別の問題（市（10～30万）、第2回）
- ①家電リサイクルにかかる排出者負担の理解が得にくい（一般廃棄物処理費用と比して金額が高い）、②本市の場合は、回収業者ではなく、資源ごみからの金属類（専ら物）の抜き取りとヤード業者への持ち込みが課題となっています。この場合、警察からは抜き取り行為は窃盗が成立しない（所有権放棄と行政回収までの間の行為のため）と言われており、行為を強制的に止めることができず、持ち込み先のヤード業者への指導が中心になってしまっていま

す。総合的判断に基づき専ら物ではなく、廃棄物と定義できるのであれば、抜き取った廃棄物をヤードへ運び込んで生計を立てている（業として行っている）ことから、一般廃棄物の収集運搬違反として対処できるのでしょうか？（市（10万未満）、第2回）

【指導・取締の困難さについて】（7件）

- 外国人対策（都道府県、第1回）
- 外国人との折衝（都道府県、第2回）
- ヤード業者に聞き取りや報告徴収を実施しても、持ち込みをする回収業者の詳細な情報が得られない（都道府県、第1回）
- 片づけるよう指導をくり返しても効果がない。相手方は高齢の個人で、規模自体が小さく、仮に裁判で罰金になっても片付け自体が見込めず、訴訟に至らないまま年単位で状況が変わらない（市（10万未満）、第2回）
- 有価物の取り扱い（廃棄物ではない）ものについて、指導が困難である。また、担当職員が少なかったり、経験の少ない職員が現場で判断せざるを得ないことが多く、負担が大きい。※鉄くずを取り扱っている（市民から金属品を買い取っている）業者がいるが、無造作に野ざらしている状態であり、市民から「景観上よくないし、有害物質が地表にしみこんでないか心配。指導はできないのか。」という相談があった際に対応に苦慮した（市（10万未満）、第2回）
- 巡回業者の実施日等の情報収集（市（10万未満）、第2回）
- パトロール等取組を実施しているが、不法投棄を防ぐまでには至らない点（都道府県、第2回）

【市民への広報・啓発・情報発信、市民の意識】（6件）

- 市民に浸透しない（市（10万未満）、第2回）
- 違法な回収業者のチラシを見た市民に違法性を理解してもらうことが難しい（市（30万以上）、第1回）
- パトロール後、排出者宅を訪問し適正に排出するよう指導しているが業者が無料で回収するとうたっているため市民の理解を得にくい（市（30万以上）、第2回）
- 媒体は市広報であるが、市民すべてに周知できているかどうかはわからない（市（10万未満）、第2回）
- 予算が無いため、分別パンフレットやHPでの啓発のみにとどまってしまう、多くの市民の目に止まっているとは言いがたい部分がある（政令市・中核市・23区、第2回）
- ホームページや広報紙に掲載（市（10～30万）、第2回）

【その他】（6件）

- 自治体との連携。中間処理施設であるごみ処理施設運営が主な業務であるのでいかに持ち込ませない、持ち出させない、適正処理を行うように地域住民の方にも案内は行っている（第2回）
- ポスティングされた場合に、回収日に回収地区をパトロールする等（市（30万以上）、第1回）
- 指導は行っているが改善が見られない。また、刑事告訴まではできていない（市（10万未満）、第1回）
- 立入検査時には、事前に占有者に連絡し、占有者の立会の下、行っている（都道府県、第1回）
- 行為者が高齢になり、残った廃家電の処理が難しくなった（都道府県、第2回）
- 立入検査時のマニュアル作成（市（10万未満）、第2回）

2.5 廃棄物の不適正処理対策における都道府県・市区町村との連携

廃棄物の不適正処理対策（違法回収対策を含む）における都道府県・市区町村との連携状況（市区町村職員は都道府県との連携、都道府県職員は市区町村との連携）の現状、課題、今後の展望等について、回答結果を以下に整理する。

廃棄物の不適正処理対策における都道府県・市区町村との連携状況（自由記述）

【都道府県・市区町村との連携事例】（21件）

<立入検査・取り締まりに関する事前相談、当日の同行>

- 業務では市区町村の担当がメインで動いてもらっているが、立入るときは有害使用済機器等もあるので同行している（都道府県、第1回）
- 市町との合同立入検査等により、廃棄物の取扱いの「報告徴収」を実施する（都道府県、第1回）
- 相談や通報があれば、現場に行ったり話を聞いたりしている（都道府県、第1回）
- 不法投棄に関しての巡回業者の聞き取りや立入検査は、人口が非常に少ない自治体であるが故か、過去に実施したという記録が残っておらず、そのため実際に聞き取りや立入検査を行うような事例が発生した場合は都道府県に連絡の上、相談する形をとっている（町・村、第1回）
- 市区町村より要請があれば合同で立ち入る等指導を行う（都道府県、第2回）
- ヤード業者への立入に同行するなど県と情報共有している。共通の地図情報システムがあればもっとスムーズに行えると考えている（市（10万未満）、第2回）
- 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理があった場合は県につないで対応している。当自治体でも定期的に様子を確認したりしている（町・村、第2回）
- 県（保健所）とは連絡を取り合い、一緒に現場確認をすることもある。しかし一般廃棄物であれば市の担当業務となるため、相談したくてもできないことがある（市（10万未満）、第2回）
- 管理する処理施設における搬入物検査を実施、結果を該当市町へ報告。報告に基づき、市町担当者による指導を実施（第2回）

<情報共有>

- 情報共有 ※同様の回答が2件（市（10～30万）、市（10万未満）、いずれも第2回）
- 不法投棄された廃棄物が一般廃棄物か産業廃棄物か判断が難しいため、行為者不明な不法投棄が確認されたときは積極的に情報交換を行っている（都道府県、第2回）
- コロナ禍が終わり、関係機関の担当者が集まる会議を開催した。このことで、顔の見える関係となって、情報交換がスムーズになった（都道府県、第1回）

<その他の連携事例>

- 現在、連携し不適正処理対策しているが今後も継続していく（市（10万未満）、第1回）
- 苦情対応については、市、町と連携して行っている（都道府県、第1回）
- 昨年、チラシ型の無料回収があったが、家電リサイクル法の対象となる家電製品の回収はなかった。有害使用済機器についての定義の認識がないため、主だった指導には至らなかった。今後は警察、振興局との連携の構築をしていかなければならない（市（10～30万）、第1回）
- 年2回の県下一斉合同パトロールを県、産廃協会、警察等と協力して行なっている（市（10万未満）、第2回）
- 事案処理で判明した産業廃棄物関連案件については、その都道府県地方環境事務所の担当課に対してメールで情報提供している（市（10～30万）、第2回）
- 現在も連携を取って対応させていただいているため、今後ご指導いただきたい（市（10～30万）、第1回）
- 県民局、警察と連携をし、不法投棄等に対応している（市（10万未満）、第2回）
- 各市町村と連携して対応している。引き続き警察署等他の機関とも連携していく（都道府県、第2回）

【都道府県・市町村間の連携が難しい】(10件)

<所管の判断、役割分担の難しさ>

- 都道府県との連携について、産廃か一廃で見解の違いが出てしまう(市(10~30万)、第1回)
- 県や警察に協力を要請しても断られることから、市単独での行動になる(市(10~30万)、第1回)
- 一般廃棄物は市町村の事務ということで、あまり協力を得られていないのが現状である(市(10万未満)、第1回)
- 県と市との人員体制の違いや、不適正処理の相談件数の増加(市(10~30万)、第1回)
- 廃棄物関係は押し付けあいになりやすい(都道府県、第1回)
- 環境省出先機関からは助言を丁寧にいただけるが、都道府県(特に産廃指導課)は一廃は知りませんとのスタンスが強いと感じる(市(10万未満)、第2回)
- 県が一廃の可能性のある事案を把握した場合は即、市に現地確認の要請があるが、市が産廃の可能性のある事案について県に要請しても、可能性が非常に高い状況でなければひとまず市での対応を依頼される場合がある。県の人員体制も厳しいと思うが、単に初動の遅れや、通報者への対応が途中で変わる(市→県)ことで通報者の手間・負担が増加している面があり、市としては不満となっている。警察も含めた情報交換を再開し、どの程度であれば市、県、警察へ依頼するか、共通認識をもっておけば、不満につながることは減ると思う(市(10万未満)、第1回)
- 産廃・一廃が混ざっている現場で、市と県のどちらが主導で動くか曖昧(市(10万未満)、第2回)

<その他の課題>

- 違法な回収業者の取り締まりに市町村の役割が重要だが、リソースがない(都道府県、第1回)
- 現状は産業廃棄物に関する情報のやり取りしかない。しかもこちらからの通報等の一方通行の場合が多い(市(10~30万)、第2回)

【連携はしていない】(4件)

- 現時点での都道府県との連携はしていない。現在は、市内の廃棄物不適切処理対策も検討していない(市(10万未満)、第1回)
- 数年前は実態調査を保健所と連携して実施していたが、コロナ禍の影響もありここ数年実施していない。本件取組を継続、引き継いでいくうえでこのような研修はありがたい(市(10万未満)、第1回)
- ネットワークが無い、相談しても詳しい人がいない(町・村、第2回)
- 連携先をどうするかが課題(市(30万以上)、第2回)

【その他】(2件)

- 効果的な手法を模索中です(市(30万以上)、第1回)
- 現状、当町では頻繁に不法回収業者が回っている(町・村、第1回)

2.6 取組を行っていない理由

対策実施状況に関する設問（2.3 違法な廃棄物回収業者への対策実施状況、P.86）において「未実施」と回答した取組について、実施していない理由に関する回答結果を以下に整理する。

取組を行っていない理由（自由記述）

【人員・ノウハウ不足、予算不足】（23件）

<人員・ノウハウ・予算が不足している旨の回答>

- 人員不足 ※同様の回答が15件（都道府県、政令市・中核市・23区、市（10～30万）、市（10万未満）、町・村、第1・2回の両方）
- 人員不足、知識不足 ※同様の回答が3件（市（10万未満）、町・村、第1・2回の両方）
- 予算、人員不足（市（10万未満）、第1回）

<上記不足の背景の回答>

- 苦情対応を優先しているため（都道府県、第1回）
- 許可事務、許可業者の監視、不適正処理を行っている事業者指導、不法投棄への対応を優先せざるを得ないため、手の掛かる雑品への対応（廃棄物該当性の判断、立入検査、回収業者の追跡など）へ回す人的資源が不足している（都道府県、第1回）
- マンパワーが足りない。巡回し現場を発見したとしても指導で終わることがほとんどなので、実効力がない。取締を厳しくすれば他の区域に移るだけで行為そのものがなくなっていく（市（10～30万）、第1回）
- 実際に対応した例がなく、対応マニュアルが未整備である（市（10～30万）、第1回）

【該当事案や通報がほとんどない】（15件）

- 事例がほとんどなかった（市（10～30万）、第1回）
- そこまで対応が迫られたことがないため（町・村、第1回）
- 現状、該当する業者の通報がない。新たに発覚した場合に備えて、指針を定めておくべきだとは思っている（市（10万未満）、第1回）
- 現在、当市に違法な不用品回収業者による事案は、ほぼ発生していない（市（10～30万）、第1回）
- 管内と連携して特定の月で不法投棄監視パトロールを実施しているが、日常業務としては特段実施していない。また、人口が非常に少ない自治体であるので、業者等も少なく、異常があったら他職員や住民から連絡していただける状況になっている（特段依頼はしていない）（町・村、第1回）
- 現在、問題となっている事業者は把握していない（政令市・中核市・23区、第1回）
- 研修で想定していた業態については、特段、問題となっている事例はない（市（10万未満）、第1回）
- 管内ではまだ大きな問題とまではなっておらず、優先度が低い（都道府県、第1回）
- C（パトロール）：現在市にて不法投棄等を監視する環境衛生監視員を設置しており、月2回程の巡回、報告をいただいているため。D（巡回業者等への聞き取り）：現在市内における巡回業者案件がないため（市（10万未満）、第1回）
- 市民からの通報がないため追跡調査並びに立ち入り検査を行っていない（市（10万未満）、第2回）
- 問題となっていないため ※同様の回答が2件（政令市・中核市・23区、いずれも第2回）
- 巡回業者がないため ※同様の回答が3件（市（10～30万）、市（10万未満）、町・村、第1・2回の両方）

【違法業者の把握ができていない】（7件）

- 把握できていない（都道府県、第1回）
- 違法な不用品回収業者の把握ができていないため（政令市・中核市・23区、第1回）
- 巡回回収型が多く、業者を捕捉しきれていない（市（10～30万）、第1回）

- 無料回収業者は違法業者が多いことを認識しているが、違法ではない業者の場合があるなどグレーな部分が多いと感じるため、積極的に取り組めていません（町・村、第1回）
- 問題が表面化しておらず、廃棄物の不適切処理の実態を把握できていないため（市（10万未満）、第1回）
- 巡回業者と接触できていない（市（10万未満）、第2回）
- 定期的パトロールをしていないことから、巡回業者の車両を見かけていない（市（10～30万）、第2回）

【権限、管轄の問題】（5件）

- 県であり、市町村と違って権限がないため（都道府県、第1回）
- 収集に関する所掌は市町の管轄（第1回）
- 県の役割について知識不足。積極的に関与出来ていない（都道府県、第1回）
- 一般廃棄物対策は市町村業務のため（都道府県、第2回）
- 一部事務組合であり、権限が無い（第2回）

【その他】（7件）

- 分からない（市（30万以上）、第1回）
- 効果的な手法を模索中です（市（30万以上）、第1回）
- 住民向けの啓発については、国が示したツールをすぐに活用して取り組んでいきたい（市（10万未満）、第1回）
- 現状では、住民・事業者への適切な排出方法の周知による方法で抑制に努めている（政令市・中核市・23区、第2回）
- 無許可業者は悪いものだと浸透していないため（市（30万以上）、第2回）
- 有害使用済機器の担当ではあるが、当管内では有害使用済機器保管の届出業者がない為、取組自体は無いが、知識習得のために受講した（都道府県、第2回）
- 私自身はその取組について知らないだけなのかもしれません（都道府県、第2回）

2.7 取組を実施していくために求める国からのサポート

「今後、取組を実施していくにあたり、国からどのようなサポートがあればよいと思いますか。」との設問について、回答結果を以下に整理する。

取組実施のために国に求めるサポート（自由記述）

【研修・セミナーの実施、事例の紹介】（17件）

<本セミナーと同様の学びの機会の提供>

- このような研修等の機会やアドバイスをいただければありがたい（町・村、第1回）
- 人事異動により、経験の浅い職員が対応に当たることを念頭に、初心者向けの今回のような対策セミナーを実施していただけるとありがたい。違法業者等への具体的な指導方法や対応方法等、現場で生かせる知識を習得できるとよい（市（10～30万）、第1回）
- このようなセミナーの開催 ※同様の回答が2件（都道府県、市（10万未満）、いずれも第1回）
- 研修やセミナーなどで、他都市における対応事例などの紹介（市（10～30万）、第1回）
- 今セミナーのように法解釈の説明等ノウハウを伝えてほしい（市（10万未満）、第1回）
- 今回のようなセミナーを定期開催いただければと思います（市（10万未満）、第2回）

<共有してほしい情報・実施してほしい研修等>

- 過去の事例や事案の共有（都道府県、第1回）
- ケーススタディの紹介（都道府県、第1回）
- 優良事例の紹介等 ※同様の回答が2件（市（30万以上）、市（10～30万）、いずれも第1回）
- 本研修や住民向け啓発ツールの提供（市（10万未満）、第1回）
- 国・市町村等の連携に向けた実技研修。（都道府県、第1回）
- 手順または事例の講習会等、直接市町村に聞けるような環境がほしい（市（30万以上）、第1回）
- 対応事例の紹介。質問受付（町・村、第2回）
- 全自治体の具体的な、取組状況の情報共有が必要（都道府県、第1回）
- 古物商許可があることをチラシに表示している業者がいるが、その許可の真偽が確認できない。古物営業法8条の2の規定に該当しない古物商についての情報提供があればありがたい（市（10万未満）、第2回）

【法整備、権限の付与等】（6件）

- 情報収集と早期の制度構築（都道府県、第1回）
- 有害使用済機器についての定義は、3.19 通知による総合判断もあるが、罰則強化も含め明確な法整備をしたほうが良いと思われる（市（10～30万）、第1回）
- 廃棄物該当性は、一事業者の一取引行為を個別に判断する必要があり、行政の人的資源を十分に投入することは困難である。また、回収業者の追跡についても同様である。有害使用済機器の該非に関係なく、この業界（回収業者、ヤード業者、スクラップ輸出業者等）を廃棄物とは切り離して全国一律で規制（施設・業の許可制）する新法を制定して対応できないか。（都道府県、第1回）
- リユース品を除いた使用済家電の廃棄物該当性について、無料引き取りや買取りであっても、そのことだけでは廃棄物該当性を否定できないという点を、もっと強く周知していただきたい。さらに踏み込んで言うと、自動車リサイクル法第121条のように、「リユース品以外の使用済家電は廃棄物とみなす」という旨の明文規定があれば、総合判断説によらずとも簡便に廃棄物該当性を判断でき、取締り効率が極めて大きく向上するので、そのような立法措置があれば大変ありがたい（都道府県、第1回）
- 国が先導した許可体制（第2回）
- 具体的なルールの方策（都道府県、第2回）

【人的・金銭的サポート、相談窓口の設置】（7件）

- 補助金や人材の派遣（町・村、第1回）
- 補助金額の増額、適正な機器等の貸与（市（10～30万）、第2回）
- 警察OBの派遣（町・村、第2回）
- 予算措置、専門知識を持つ人材（市（10万未満）、第2回）
- リアルタイムで相談に乗っていただける窓口設置を希望します（市（10～30万）、第2回）
- 事案が起きた際に、相談できる体制（市（10～30万）、第2回）
- 違法業者の従業員が外国籍及の場合が多く、立ち入り時の報告徴収が成立しないケースが想定されるため、通訳などの支援が望ましい。回収業者、ヤード業者、港湾ヤード業者を一体的に対応するための連携調整の枠組みを示していただけると幸いです（市（10万未満）、第2回）

【一般市民への周知啓発】（7件）

- 総合判断説もちろんであるが、無料回収業者は違法ですと国から音頭を取っていただいて、例えばこのチラシを広報で全国一斉に掲載すると決めていただけると、取り組みやすいと思います（町・村、第1回）
- 本研修や住民向け啓発ツールの提供（市（10万未満）、第1回）（再掲）
- 有害使用済み機器の啓発広報（市（10万未満）、第2回）
- 国から大々的に無許可業者について周知等を行ってほしい（市（30万以上）、第2回）
- 監視啓発、周知（都道府県、第2回）
- 食品ロスやプラスチック廃棄物と同様に、国が積極的に啓発してほしい（政令市・中核市・23区、第2回）
- 住民や事業者への周知を強化していただけるとよいかと思えます（都道府県、第2回）

【都道府県と市町村の連携をサポート】（3件）

- 産廃と一廃が判別つきにくいケースについて都道府県と市町村の連携を円滑にするサポート（市（10～30万）、第1回）
- 廃家電回収所に関して、県との合同立ち入り調査が出来れば効率的に行政指導が出来ると思われる（市（10～30万）、第2回）
- 違法業者の従業員が外国籍及の場合が多く、立ち入り時の報告徴収が成立しないケースが想定されるため、通訳などの支援が望ましい。回収業者、ヤード業者、港湾ヤード業者を一体的に対応するための連携調整の枠組みを示していただけると幸いです（市（10万未満）、第2回）（再掲）

【その他】（7件）

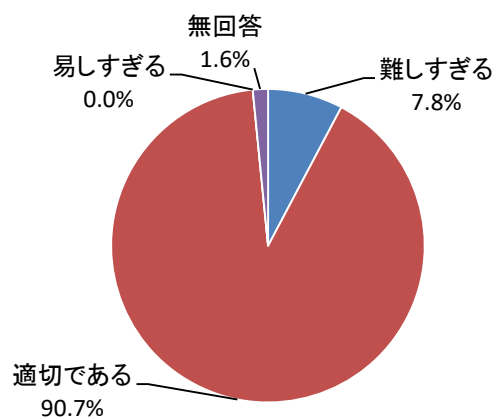
- 現場実地指導、実演、実際の違法業者への対応を一緒に行く（町・村、第1回）
- 対応基準の目安、対応時のアドバイス（市（10～30万）、第1回）
- 業界団体や外国人ヤード業者に対し、全国的に制度周知広報を行う必要がある（都道府県、第1回）
- 家電リサイクル対象品目の拡大（第1回）
- 無許可業者への取り締まり（政令市・中核市・23区、第2回）
- 実際まだあまり事案に関わっていないのでわかりません（市（10～30万）、第2回）
- 市町村と県が協力して対応するよう県に働きかけをしてほしい（町・村、第2回）

2.8 セミナーに対する理解度・評価について

2.8.1 セミナーの難易度

セミナーの難易度について、「適切である」との回答が最も多く 90.7% (117 件)、「難しすぎる」は 7.8% (10 件) となっている。

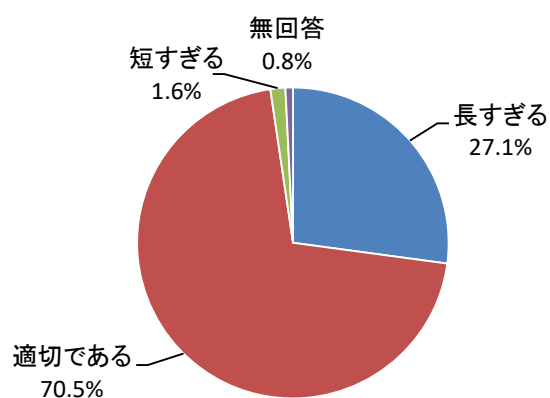
図表 61 セミナーの難易度 (全 2 回の合計) (N=129)



2.8.2 全体の時間について

全体の時間について、「適切である」との回答が最も多く 70.5% (91 件) となっている。次いで、「長すぎる」との回答が 27.1% (35 件) となっている。

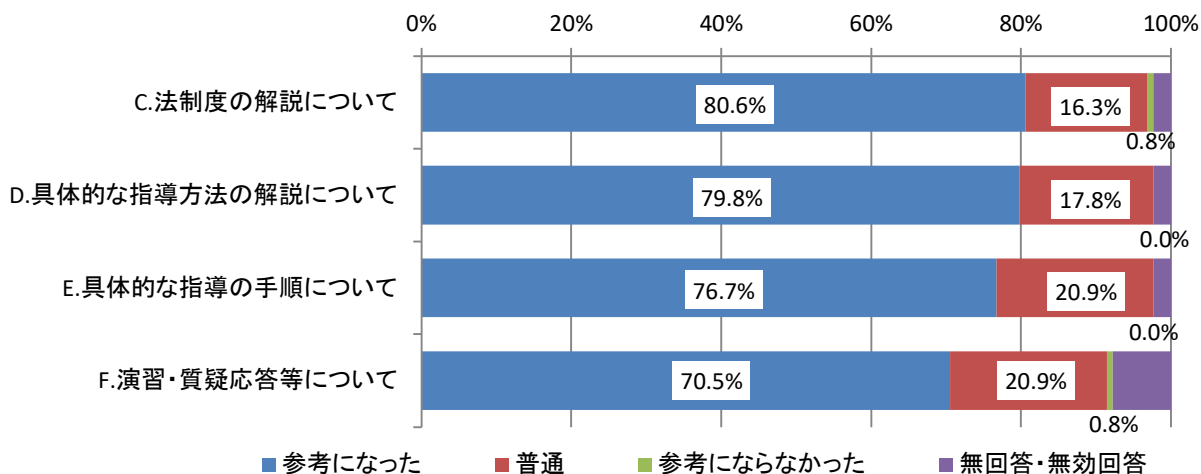
図表 62 全体の時間について (全 2 回の合計) (N=129)



2.8.3 具体的な内容について

具体的な内容について、「参考になった」との回答は「C.法制度の解説について」が最も多く、80.6%（104件）、次いで「D.具体的な指導方法の解説について」が79.8%（103件）、「E.具体的な指導の手順について」が76.7%（99件）、「F.演習・質疑応答等について」が70.5%（91件）と続く。いずれの項目も、「参考にならなかった」との回答はほとんどなく、おおむね満足が得られたと考えられる。

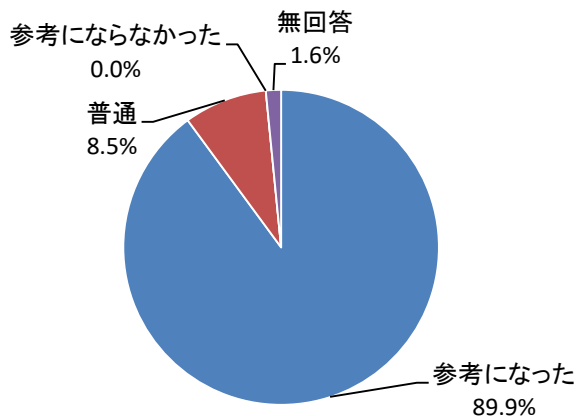
図表 63 具体的な内容について（全2回の合計）（N=129）



2.8.4 セミナー全体の満足度

セミナー全体の満足度について、「参考になった」との回答が最も多く89.9%（116件）となっている。次いで、「普通」との回答が8.5%（11件）、「参考にならなかった」は0件であった。

図表 64 セミナー全体の満足度（全2回の合計）（N=129）

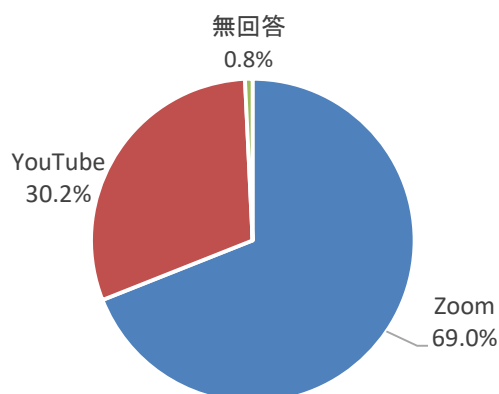


2.9 セミナーへの参加方法について

2.9.1 本セミナーへの参加方法

本セミナーの参加に用いたツールを尋ねたところ、「Zoom」が 69.0% (89 件)、「YouTube」が 30.2% (39 件) であった。

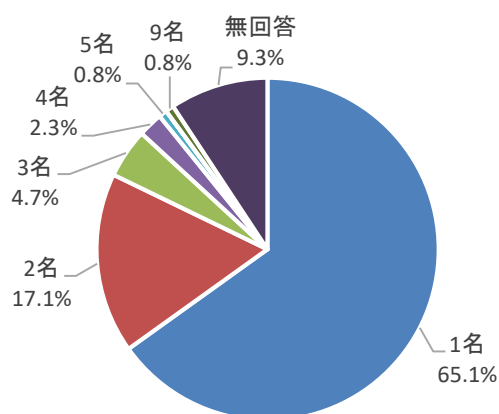
図表 65 本セミナーへの参加方法 (全2回の合計) (N=129)



2.9.2 閲覧人数 (回答者を含む)

同部所内におけるセミナーの参加・閲覧人数 (参加者を含む) を尋ねたところ、「1名」との回答が最も多く 65.1% (84 件)、次いで「2名」が 17.1% (22 件)、「3名」が 4.7% (6 件)、「4名」が 2.3% (3 件)、「5名」と「9名」がいずれも 0.8% (1 件) であった。

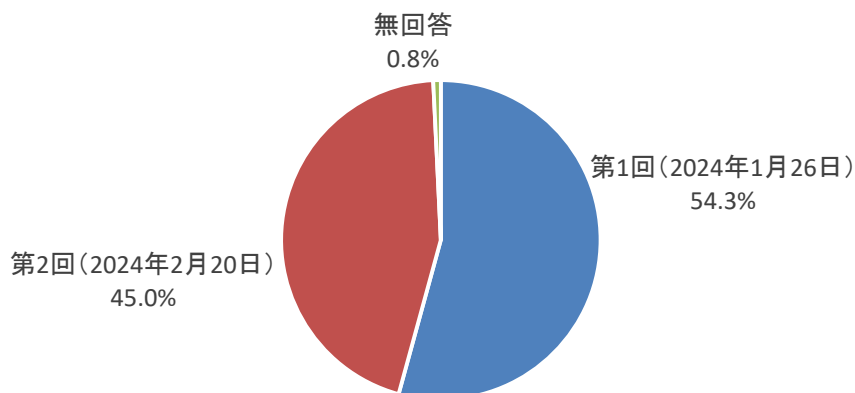
図表 66 セミナーの参加・閲覧人数 (全2回の合計) (N=129)



2.9.3 参加した回

参加した回を尋ねたところ、「第1回」が54.3%（70件）、「第2回」が45.0%（58件）であった。

図表 67 参加した回（全2回の合計）（N=129）



2.10 セミナーに関する意見・要望等（自由記述）

【講演全体のわかりやすさ・難易度について】（10件）

- 長岡先生のジョーク交じりの講義が親近感がわいて飽きずに受講できました（市（10～30万）、第1回）
- 長岡さんの説明は、わかりやすかった（市（10～30万）、第1回）
- 法体系や実務にあたっての適用方法など大いに参考になりました（市（10万未満）、第1回）
- BUN先生の講義が聞ける機会は少なく、テーマを絞ってお話いただけて大変貴重な時間でした。テーマを変えてまた実施いただけるとありがたいです（市（10～30万）、第1回）
- 法律や各種通知、廃棄物の該当性について詳しく説明があって参考となった（都道府県、第1回）
- 廃棄物か否かの総合判断や有害使用済機器届出の制度など、知っているもの知らなかったものともに学ぶことができた（市（10万未満）、第1回）
- 具体例を多く取り上げていただきこと、専門知識を分かりやすく説明をしていただいたこと（市（10万未満）、第2回）
- 今回の不用品回収業者のセミナーを受けることにより、より一層知識が増し業務に活かせると思いました。また曖昧であった廃棄物か有価物の判断の仕方も明確になった（市（30万以上）、第2回）
- 使用済み廃家電回収所への立入調査時に把握すべき内容について、分かり易い説明で理解できた（市（10～30万）、第2回）
- 廃棄物や有害使用済機器の判断などとても参考となりました（都道府県、第2回）

【セミナーのプログラム（事例紹介、演習）について】（16件）

- 演習を通して体験できたこと（市（30万以上）、第1回）
- 立入検査や、廃棄物の該当性の判断の演習があったことから、実際の業務に関連付けて考察することができた（政令市・中核市・23区、第1回）
- 実践演習がイメージしやすくよかったです（市（30万以上）、第1回）
- 演習の時間では、具体的な適用方法を学べて、大変勉強になりました（都道府県、第1回）
- ロールプレイングをすることにより、実際の立入を想定することができたので良かった（都道府県、第1回）
- 立入検査のロールプレイが特に参考になった（都道府県、第1回）
- オンライン参加でしたが、演習があるおかげで緊張感をもって受講することができました

(市(10万未満)、第2回)

- 他人の指導方法を見る機会がないのでとても参考になった(都道府県、第2回)
- 実践形式の演習がとても勉強になりました(町・村、第2回)
- 具体的な立ち入り検査方法や総合判断説について確認取れたことがよかった(市(10万未満)、第2回)
- 立ち入り検査を行う時の手順や必要な質疑応答を演習を通じて、先生方の意見も聞くことができ、参考になった。要望としては自治体職員が演習を行った後に、参考として先生方同士が行う立ち入り検査の見本も見せてほしい(市(10万未満)、第2回)
- 演習(市(10~30万)、第2回)
- 色々な対処方法があると思いました(市(10~30万)、第2回)
- 具体的な演習は実際のやり取りを行う上で役に立った(市(10万未満)、第2回)
- 研修の前半にインプットした内容を演習の時間に考え、アウトプットできたため、知識がより身についたところが良かった。自分の町だけではなく、他の市町村も同じような課題を抱えていることを知り、気持ちが楽になった(町・村、第2回)
- 演習の際に、模範となる対応方法の一連の流れを講師自ら実施して見せてほしい(政令市・中核市・23区、第2回)
- 演習における模擬立ち入り検査のやり取り(市(10~30万)、第1回)

【セミナーの内容、時間等に対する提案】(6件)

- 講演の中で「おから裁判」という言葉が出てきたが、その説明がなかったので概略等を説明いただけるとなありがたい。また、おから裁判や廃タイヤ180日通知など、知っておいた方がよい言葉や通知、この条文をつかってなどがまとまっている資料があれば助かります(町・村、第1回)
- 時代の趨勢に合わせ、適宜講義の内容をアップデートいただければありがたい(都道府県、第1回)
- 違法な回収業者の指導・取締りについての講義が早口で聞き取れないことが多かった(市(10万未満)、第1回)
- もう少し時間を短くしてほしい(市(10万未満)、第2回)
- 端的にまとめすぎていて、もっといろんな事象についての紹介が欲しかった。時間が短く感じた(都道府県、第2回)
- 法制度の解説の講師の方が少し速足だったので、もう少しゆっくりお話をして頂けると助かります(市(10~30万)、第2回)

3. アンケート調査票（参考）

令和5年度「自治体職員のための違法な廃棄物回収業者対策セミナー」 アンケート

(1) ご自身についてお答えください。

A. ご所属の自治体（当てはまるもの1つ。複数に該当する場合は2を選択してください。）

1. 都道府県 2. 政令指定都市・中核市・東京都区部 3. 市（30万人以上）
4. 市（10万人～30万人未満） 5. 市（10万人未満） 6. 町・村 7. その他（ ）

B. 廃棄物に係る業務経験年数（当てはまるもの1つ）

1. 1年未満 2. 1～3年未満 3. 3～5年未満 4. 5年以上

C. 担当する廃棄物等の種類（当てはまるものすべて）

1. 一般廃棄物 2. 産業廃棄物 3. 有害使用済機器 4. その他（ ）

D. 担当する業務内容（当てはまるものすべて）

1. 家電/小型家電リサイクル 2. 広報・啓発 3. 不法投棄対策
4. 許認可業務 5. 指導業務（排出事業者） 6. 監視指導業務（処理業者）
7. その他（ ）

(2) 貴自治体の管轄区域で現在問題になっている違法な不用品回収業者のタイプについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 巡回回収型（軽トラック等で街宣しながら巡回して回収するもの）
2. 拠点回収型（空き地等で「無料回収」と記載された看板等を掲げて回収するもの）
3. 日時指定回収型（指定した日時に、ごみステーションや道路上等を回収場所に指定して回収するもの）
4. ちらし型（無料回収を謳ったちらしを各家庭に配布し、排出者から連絡させて回収を行うもの）
5. インターネット型（無料回収を謳ったサイトを通じて宣伝し、排出者から連絡させて回収を行うもの）

(3) 貴自治体の取組み状況について、次のうち当てはまるものに○をつけてください。

A. 住民・事業者への適切な排出方法の周知	1. 実施中 2. 以前は実施していた 3. 未実施
B. 住民等に通報を依頼	1. 実施中 2. 以前は実施していた 3. 未実施
C. パトロール	1. 実施中 2. 以前は実施していた 3. 未実施
D. 巡回業者の追跡・聞き取り	1. 実施中 2. 以前は実施していた 3. 未実施
E. 立入検査	1. 実施中 2. 以前は実施していた 3. 未実施
F. 摘発体制の整備 （関係組織との連携等）	1. 実施中 2. 以前は実施していた 3. 未実施
G. その他	具体的にご記入ください。 ()

裏面もご回答ください

- (4) (3) で「1. 実施中」「2. 以前は実施していた」に○をつけた取組みについて、取組みを効果的に実施するうえで課題となっていること/課題であったことをご記入ください。

--

- (5) 貴自治体において、廃棄物の不適正処理対策（違法回収対策を含む）における都道府県・市区町村等との連携状況（市町村職員は都道府県との連携、都道府県職員は市町村との連携）について、現状、課題、今後の展望等があれば、ご記入ください。

--

- (6) (3) で「3. 未実施」に○をつけた取組みについて、実施されていない理由をご記入ください。

--

- (7) 今後、取組みを実施していくにあたり、国からどのようなサポートがあればよいと思いますか。

--

- (8) 本日のセミナーの各講義について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

A. 難易度について	1. 難しすぎる 2. 適切である 3. 易しすぎる
B. 全体の時間について	1. 長すぎる 2. 適切である 3. 短すぎる
C. 法制度の解説について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった
D. 具体的な指導方法の解説について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった
E. 具体的な指導の手順について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった
F. 演習・質疑応答等について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった
G. セミナー全体について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった

- (9) セミナーについて、特に良かった点やご要望がございましたらご自由にご記入ください。

--

- (10) 本セミナーの視聴に用いた Web サービスを1つ選択してください。

1. Zoom 2. YouTube

- (11) 本セミナーの視聴人数についてお伺いします。あなたと同じ端末（PC・タブレット等）を用いて、あなたと同時にセミナーを視聴された方がいれば、あなたを含む人数を記入してください。あなた1人で視聴いただいた場合には、「1名」と記入してください。

※例：あなたを含め5名の方がセミナーを同じPCで視聴した場合、「5名」と記入してください。

（スクリーンで映像を投影した場合等を含む）

（ 名）

- (12) 参加された回をお答えください。

1. 1月25日（木）の回 2. 2月6日（月）の回

*最後に、よろしければ自治体名をご記入ください。

貴自治体名	
-------	--

令和5年度環境省請負業務報告書

「令和5年度適正なリユースの促進及び
違法な不用品回収業者対策に向けた調査・検討業務」報告書

令和6年3月22日

発注者 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

請負者 東京都港区虎ノ門 5-11-2

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。